

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士宮市長

## 公表日

令和4年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届、国保資格取得・喪失、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・世帯主及び擬制世帯主に対し、国民健康保険税を賦課する。</li> <li>・非自発的失業者に係る軽減申請書等により、保険税の軽減を行う。</li> <li>・基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</li> <li>・一部負担金減額申請書等から、低所得者に対する一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・国民健康保険の被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</li> </ul> <p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査に係る業務。</li> </ul> <p>特定個人情報による以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届等により国民健康保険の加入、脱退手続に係る事務。</li> <li>・国民健康保険税賦課に係る事務。</li> <li>・国民健康保険税軽減、高齢者受給者証発行、保険給付等に係る事務。</li> <li>・住所地特例者の住所地及び転入者の前住所地への所得情報照会。</li> <li>・特定健康診査に係る業務。</li> <li>・オンライン資格確認等に係る事務。</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認等に係る事務について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)から委託を受けた国民健康保険中央会国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険報酬支払基金(以下「支払基金」)が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、国民健康保険システム、収納システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、住民健康管理システムTIARA、医療保険者等向け中間サーバー等、国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表一の16、30の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16、24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認等に係る事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表第1 項番30</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>第1,2,3,4,5,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 27,42,43,44,45の項</p> <p>別表第二主務省令 第20,25,25の2,26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認等に係る事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	市民部 保険年金課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1138
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	市民部 保険年金課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1138

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(新たに追加)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、以下の事務を行っている。・特定健康診査に係る業務。	事後	
平成28年9月12日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(新たに追加)	特定健康診査に係る業務。	事後	
平成28年9月12日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名	(新たに追加)	住民健康管理システムTIARA	事後	
平成28年9月12日	I 5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 川原崎 義男	保険年金課長 深澤 裕彦	事後	
平成28年9月12日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	II. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年6月30日 時点	事後	
平成28年9月12日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年6月30日 時点	事後	
平成29年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 42,43,44,45の項 別表第二主務省令 第25,25の2,26条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第1,2,3,4,5,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項 別表第二主務省令 第20,25,25の2,26条	事後	
平成29年7月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	(新たに追加)	MICJET MISALIO(収納システム)、国保情報集約システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届、国保資格取得・喪失、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・世帯主及び擬制世帯主に対し、国民健康保険税を賦課する。</li> <li>・非自発的失業者に係る軽減申請書等により、保険税の軽減を行う。</li> <li>・基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</li> <li>・一部負担金減額申請書等から、低所得者に対する一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・国民健康保険の被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</li> </ul> <p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査に係る業務。</li> </ul> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届等により国民健康保険の加入、脱退手続に係る事務。</li> <li>・国民健康保険税賦課に係る事務。</li> <li>・国民健康保険税軽減、高齢者受給者証発行、保険給付等に係る事務。</li> <li>・住所地特例者の住所地及び転入者の前住所地への所得情報照会。</li> <li>・特定健康診査に係る業務。</li> </ul>	<p>※変更前の記載に以下を追加          &lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)から委託を受けた国民健康保険中央会国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険報酬支払基金(以下「支払基金」)が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>	事後	
令和2年7月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、国民健康保険システム、収納システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、住民健康管理システムTIARA、国保情報集約システム	※変更前の記載に以下を追加 医療保険者等向け中間サーバー等 国保総合保険システム	事後	
令和2年7月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表一の16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16、24条	<p>※変更前の記載に以下を追加          &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> <li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,8 7,88,93,97,106,109,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」と いう。) 第1,2,3,4,5,12の3,15,19,20,25,33,41の 2,43,44,46,49,53,55の2条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45 の項 別表第二主務省令 第20,25,25の2,26条	※変更前の記載に以下を追加 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	
令和2年7月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	
令和2年7月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	
令和3年3月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年11月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,8 7,88,93,97,106,109,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」と いう。) 第1,2,3,4,5,12の3,15,19,20,25,33,41の 2,43,44,46,49,53,55の2条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45 の項 別表第二主務省令 第20,25,25の2,26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,8 7,88,93,97,106,109,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」と いう。) 第1,2,3,4,5,12の3,15,19,20,25,33,41の 2,43,44,46,49,53,55の2条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 27,42,43,44,45 の項 別表第二主務省令 第20,25,25の2,26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和4年3月1日	I. 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	(前略)特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届等により国民健康保険の加入、脱退手続きに係る事務。 ・国民健康保険税賦課に係る事務。 ・国民健康保険税軽減、高齢者受給者証発行、保険給付等に係る事務。 ・住所地特例者の住所地及び転入者の前住所地への所得情報照会。 ・特定健康診査に係る業務。	※変更前の記載に以下を追加 ・オンライン資格確認等に係る事務。	事後	
令和4年3月1日	I. 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	<オンライン資格確認等に係る事務について>	事後	
令和4年3月1日	I. 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	字句 「オンライン資格確認の準備業務」 「番号利用法」 「(利用範囲)」	「オンライン資格確認等に係る事務」 「番号法」 削除	事後	
令和4年3月1日	I. 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	字句 「オンライン資格確認の準備業務」 「番号利用法」 「(利用目的～)」	「オンライン資格確認等に係る事務」 「番号法」 削除	事後	